

司法書士まるわかりセミナー

1

1. 自己紹介

- (1) スタンダードクラス(初学者向けクラス)収録担当講師
- (2) 平成20年度合格
- (3) 司法書士となった経緯と動機

2. 司法書士試験を受験することが最善の選択か

ガイダンス来場＝司法書士という自分の人生を変えられる資格に興味がある

→自分自身を変えたい又は今の環境を変えたいと考えている

しかし、人生を変える選択肢は他にもある。

(1) 株式会社を起業する。

新会社法施行により1円より会社の設立が可能。

著者は司法書士として、会社設立・起業支援業務をするが、資本0から起業し、成功する人も存在する。

(2) 他の人生を変えられる資格を取得する。

公認会計士・税理士・弁理士・不動産鑑定士。

これらの資格に基づく仕事も、他人から感謝される仕事である。それなりの年収も見込める。取得難易度も司法書士と大差ない(司法書士と同じくらいの労力で取得可能)。

(3) 転職する。

→本当に司法書士試験の合格を目指すべきか否かを考える必要あり。

20ヶ月の長丁場。(独学をするとしても)お金も時間も大量に消費することになる。自分自身の人生の目標・人生設計と照らし合わせ、司法書士の資格を取得することが本当に意義があるのか検討する必要がある。特に法学部出身だからということで安易に司法書士試験を選択し、お金や時間を浪費してしまう方が多いのでご留意されたい。

今日からのガイダンスでは、その検討する上での資料を提供していく。

2

3. 司法書士の資格を取得することの意味

- (1) 独占業務を行える
- (2) 資格によって広がるネットワーク
- (3) 社会的信用を得る
- (4) 人生の選択肢が広がる

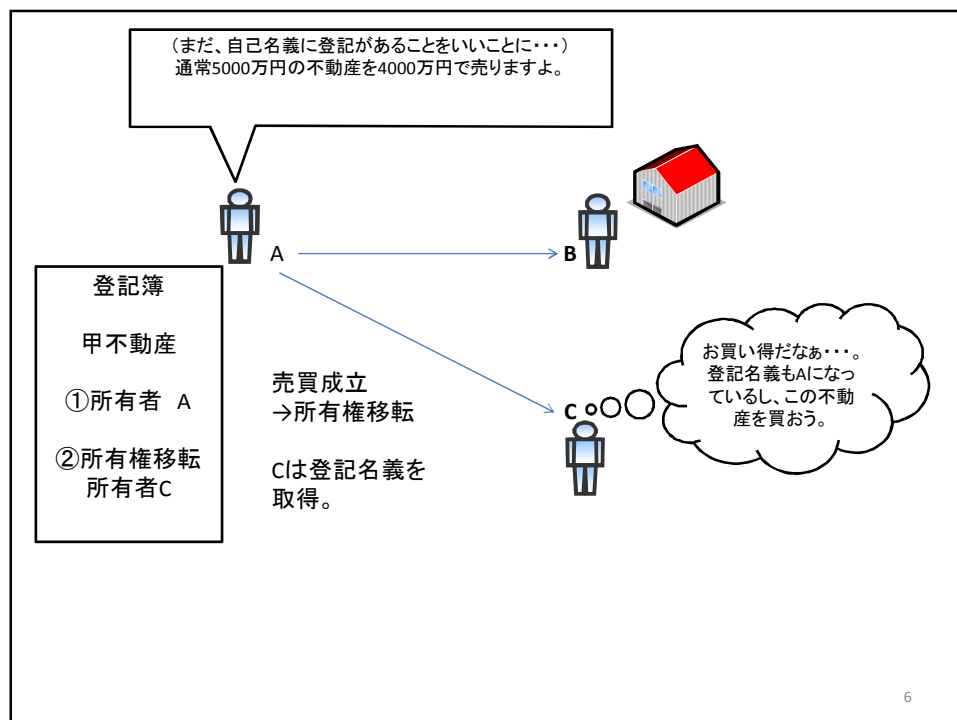
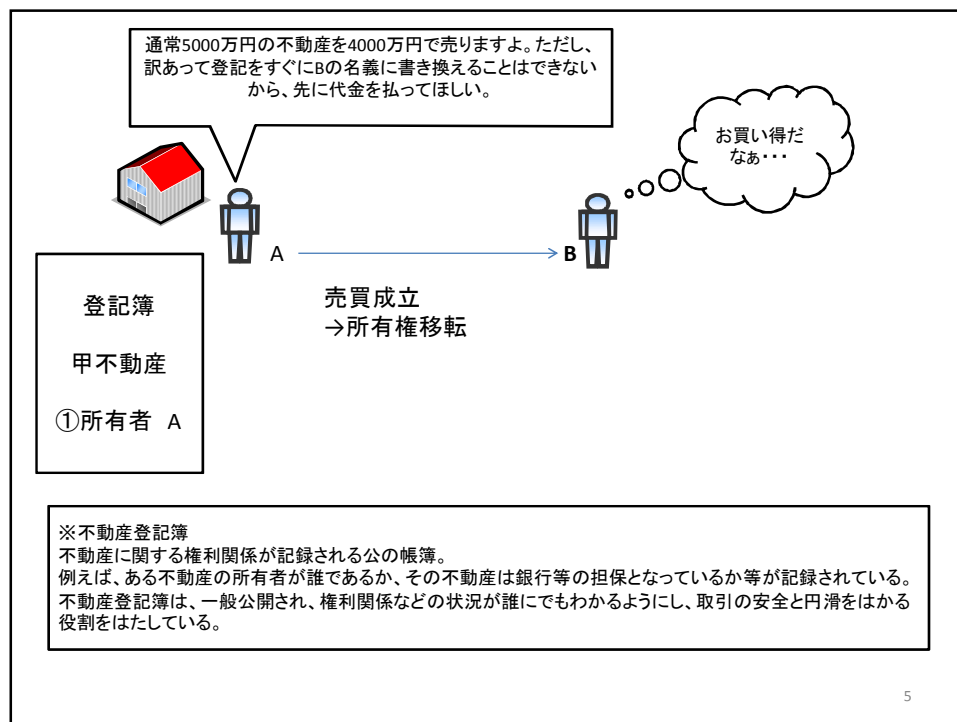
4. 司法書士の仕事 ～独占業務～

一般的にあまり認知されていない司法書士の仕事。
ここでは、その司法書士の世界について、簡単に触れる。

3

不動産登記業務

4



問題
BはCに対して甲不動産を明け渡さなければならぬだろうか。

登記簿
甲不動産
①所有者 A
②所有権移転 所有者C

A

B

C

嫌だ。ふざけるな。

俺がAから買ったんだ。出ていけ！

7

【解決案】

Aから支払った代金を返してもらおう。

そもそも、このような詐欺を働いたAが一番悪い。そのため、法律上、BはAに対して支払った売買代金の返還を求めることができる(民703条参照)。しかし、Aは詐欺を働く人物である。とっくに逃げ出してしまっている可能性が高い。仮にAを捕まえることができて、金は既に使うなり、隠すなりしてしまっているだろう。ないところから金を返してもらうことはできない(まさか、強制労働させるわけにもいかない)。

また、Aの行為は刑法上の横領罪に当たる(刑252条)。しかし、警察にいつて逮捕してもらったところで、Bのお金が戻ってくるわけではない。

↓

Aから代金を取り戻すのは現実的ではない...

BとCのどちらが所有者になるのか決着をつけなければならない。

8

【解答へのプロセス】

今、Bは、Cから甲不動産の明渡しを請求されている。

①Bの立場になって反論してみよう。

「自分が先買ったのだから、早い者勝ちだろう。」

確かに、Bの方が先を買っている。自由競争の世の中なのであるから、Bの言い分も一理ある。しかし…。

②次にCの立場になって再反論してみよう。

「早い者勝ちと言っても、先にBが買ったなんて、わからないではないか。」

CはAから甲不動産を購入した際、甲不動産の登記簿を確認した。そして、そこにはAが所有者として記録されていたのだ。それゆえ、まさかAからBに甲不動産が売却されたことなど知らず、Aから不動産を購入してしまったのである。

→このようなCの信頼は保護しなければならない。

9

民法177条

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

→不動産の所有権の取得は、登記をしなければ第三者に対抗(主張)することができない。

【当てはめ】

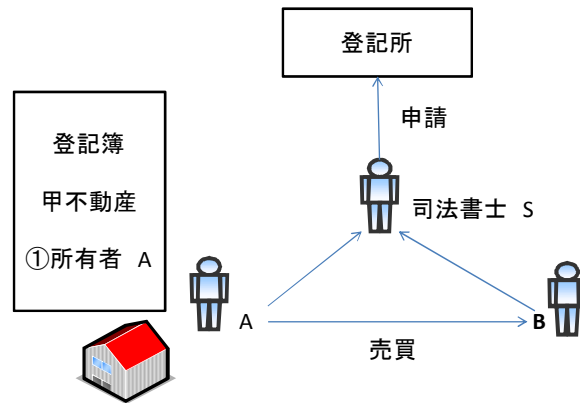
Bは所有権を取得したものの、登記をしていなかったため、第三者Cに対して自分が所有者になったということを主張することができない。その結果、Cの信頼は保護されることになる。

一方、Cは登記をしているので、第三者Bに対して自分が所有者になったということを主張することができる。その結果、Cが確定的に所有者となる。

10

不動産登記と司法書士

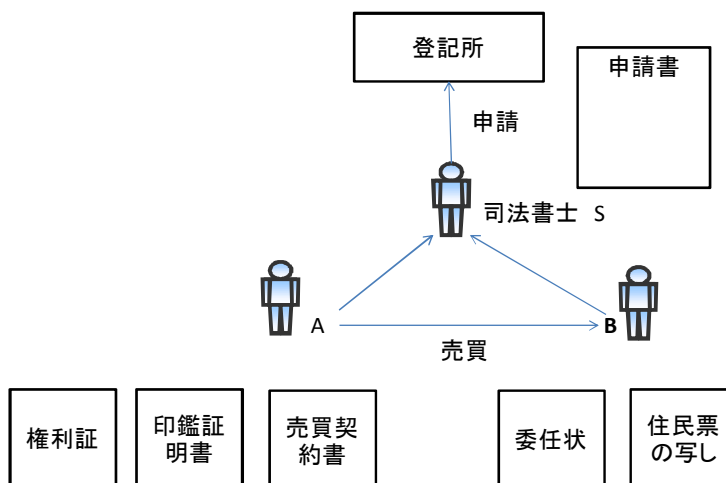
司法書士は、他人の依頼を受けて登記に関する手続を代理することができる(司法書士法3条1号、独占業務)。



11

不動産登記を申請するには、申請書を作成し、場面に応じて様々な書面を提出する。それには、申請書を作成し、かつ個々の事例ごとにどのような書面の提出を要するかを判断できる専門知識が必要である。

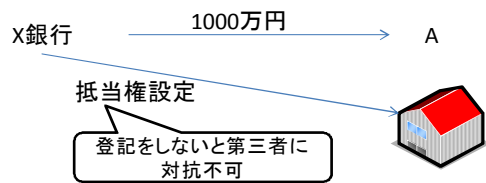
→国民に代わり、司法書士が登記の専門家としてそれらの手続を代理する。



12

登記が確実に入るという保証がなければ決済をすること(売買代金を買主が売主に支払うこと)ができない。
買主は、自己名義に登記をしなければ(たとえ売買代金を支払っていたとしても)所有権を取得したことを第三者に主張することができないので、登記が備わるかがわからない状態では、怖くて売買代金を支払うことができない。そして、登記の申請書に不備がある場合や必要な書類の提供がされていない場合等は、登記の申請は却下される(不登法25条参照)。つまり、買主名義の登記が実現されないのである。
→そこで、司法書士が登記の専門家として、適法な申請書を作成し、必要な書類がすべて揃っているかどうかを判断し、登記が実行されることを保証する。

事例 銀行の融資



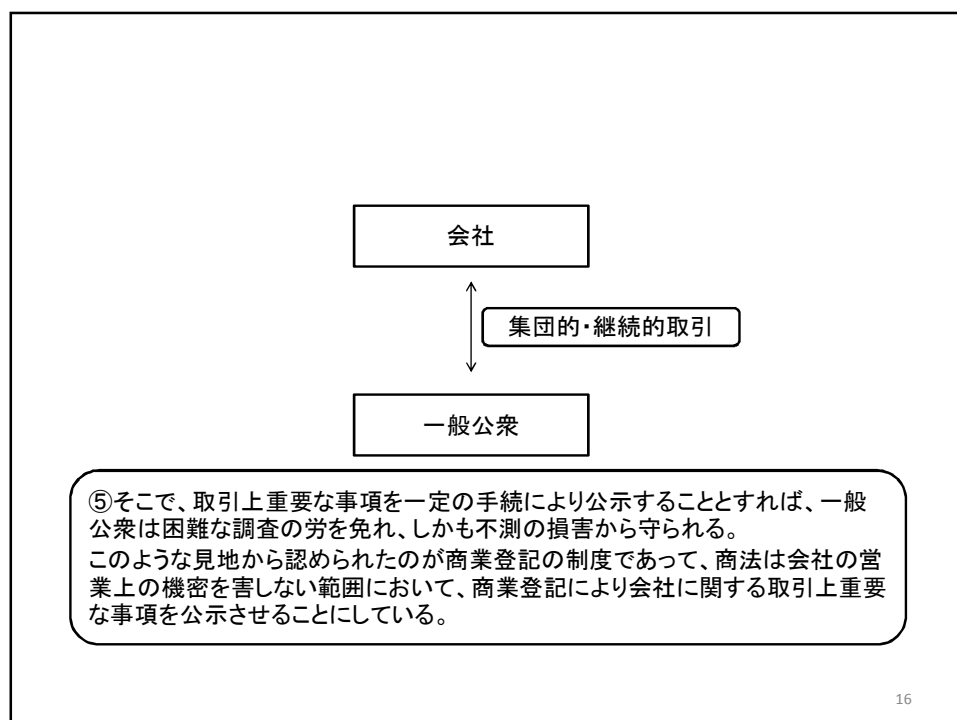
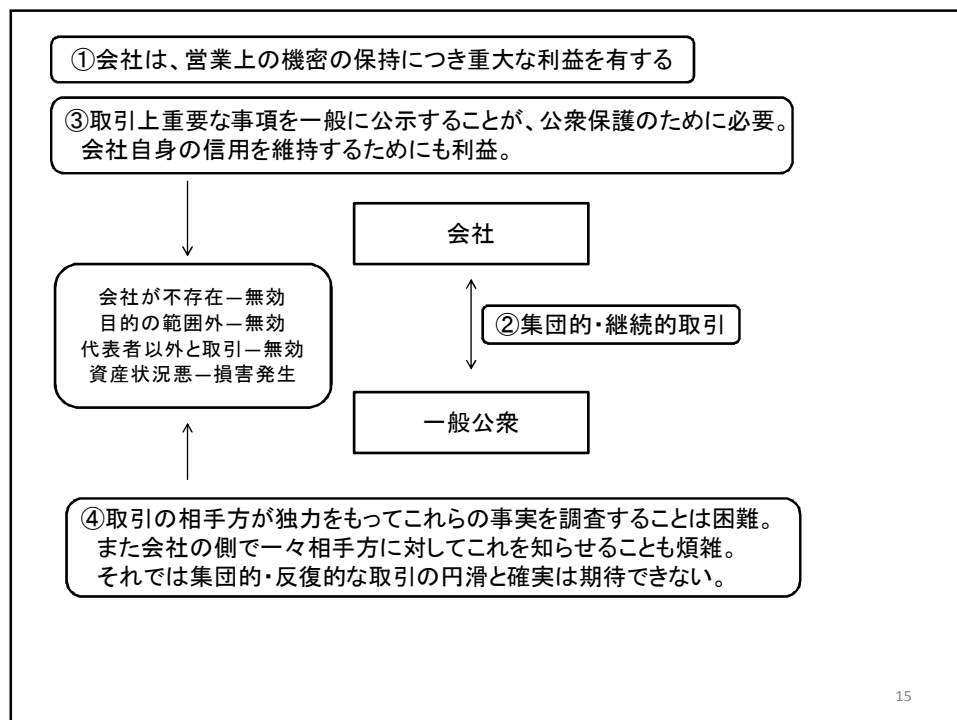
※抵当権

債権(貸し付けた1000万円)の回収を確保するために、他人の不動産に設定する権利。ある不動産に抵当権が設定された後、債務者(A)が債務を履行しない場合(1000万円の返済をしない場合)には、抵当権者Xはその不動産を競売にかけ、その代金から優先的に弁済を受けることができる。

13

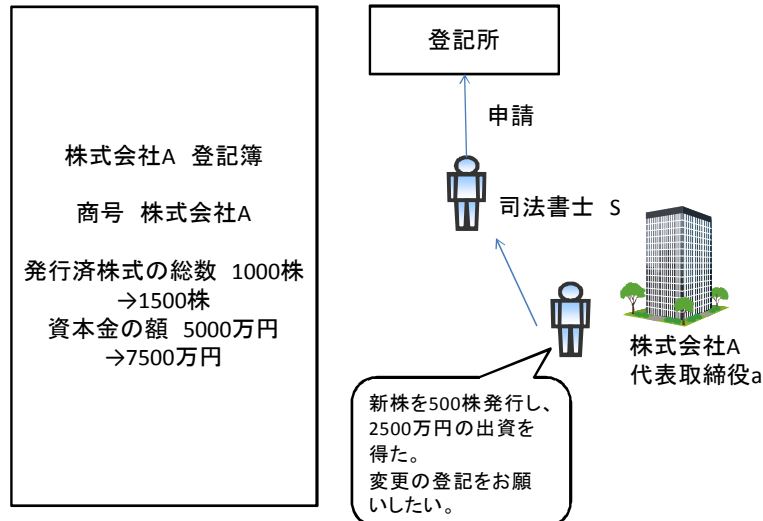
商業登記業務

14



商業登記と司法書士

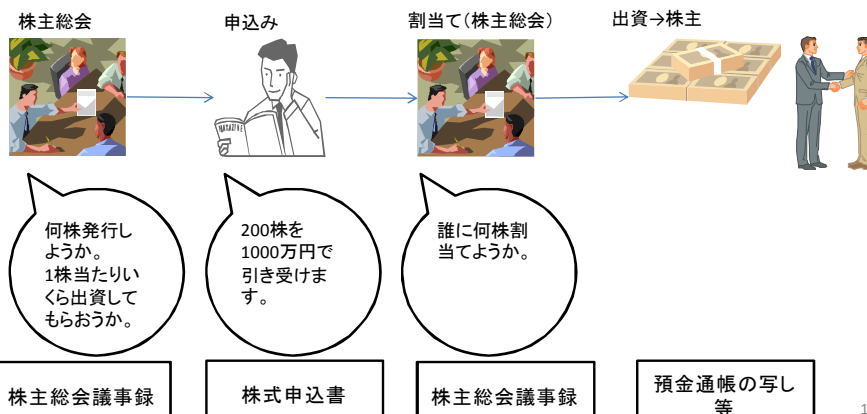
司法書士は、他人の依頼を受けて登記に関する手続を代理することができる(司法書士法3条1号、独占業務)。



17

商業登記においては、まず会社法等で定める実体上の手続が適正に実行されなければならない。そこで、登記の申請は、会社法等で定める手続が適正に実行されたことを担保するために各登記ごとに所定の添付書面を添付させることにしている。そのため、商業登記を申請するには、会社法等に精通し、かつ個々の事例ごとにどのような書面の提出を要するかを判断できる専門知識が必要である。→国民に代わり、司法書士が登記の専門家としてそれらの手続を代理する。

例：資金調達のために新株の発行をする場合



18

簡易裁判所訴訟代理関係業務

法務大臣の認定を受けた司法書士(認定司法書士)は、簡易裁判所における民事訴訟の手続きにおいて、本人を代理できる(訴訟の目的の価額が140万円以下のものに限り)(司法書士法3条6号)。

成年後見業務

認知症等により、判断能力が衰えて意思決定が困難になった人間を、その人の後見人として、専門的知識を活かし、財産管理や身上看護を通じて、擁護していく業務。
司法書士は第三者後見人(家族・親族以外の後見人)に最も多く選任されている。

その他

企業法務→資金調達、M & A、組織再編(合併、会社分割等)、事業再生支援、事業承継等。

裁判書類作成業務→本人支援型訴訟。

19

5. 司法書士の収入・ステータス

(1) 収入

何を専門分野とするかにより、平均年収が異なる。

勤務時→

開業1年目の収入→

開業3年目以降の収入→

(2) 独立開業型資格

→椅子に座っているだけで飯が食える時代(資格だけで飯が食える時代)は過去

(3) ステータス

→年齢、性別関係なく、先生と扱われる

20

6. 司法書士試験の概要

(1) 出願者数と合格者数(平成25年度)

出願者数 27400名
受験者数 22494名
合格者数 796名

合格率は、例年2.8%前後。

(2) 平均受験回数・出身学部

①合格者の平均受験回数:3~4回

②出身学部 法学部50% 法学部以外50%

(3) 日時

日時:毎年7月の第1日曜日(年1回。1日で試験終了。合格科目持ち越し等の恩典なし)

④試験の内容

司法書士試験は、午前の部と午後の部に分かれる。それぞれの試験科目は以下の通りである。

午前の部	実体法科目	憲法、民法、刑法、商法(会社法)
午後の部	手続法科目	民事訴訟法、民事執行法、民事保全法 不動産登記法、商業登記法、供託法 司法書士法

試験科目は全11科目。

21

(5) 試験の方法

以下午前の部と午後の部に分けて説明する。

【午前の部】

5肢択一式の問題(マークシート)が計35問。1問3点の計105点満点。
以下その内訳を掲げる。

憲法3問 民法20問 刑法3問 商法9問 計35問

【午後の部】

5肢択一式の問題(マークシート)が計35問。1問3点の計105点満点。
記述式の問題が2問。計70点満点。以下その内訳を掲げる。

(5肢択一式)

民事訴訟法5問	民事執行法1問	民事保全法1問
不動産登記法16問	商業登記法8問	供託法3問
司法書士法1問	計35問	

(記述式)

不動産登記法1問 商業登記法1問 計2問

午前の部と午後の部をあわせて計280点満点である。

上記のとおり、全11科目のうち、民法・商法・不動産登記法・商業登記法の4科目からの出題数が、他の科目からのそれと比べて非常に多いことがわかる(記述を含めると、全体の約8割である)。そこで、司法書士試験の受験生の間では、これら4科目を指して「主要4科目」、残りの7科目を指して「マイナー科目」と呼ぶことがある。

(6) 試験の時間割

午前の部 午前9:30～午前11:30 2時間
午後の部 午後1:00～午後4:00 3時間(記述式含む)

午後の部は、マークシート35問・記述2問(1問を解答するにつき約1時間はかかる)を解かなければならないため、迅速性が求められる。

(7) 基準点

「午前の部の択一式」「午後の部の択一式」「午後の部」の記述式にそれぞれ基準点が設けられており、各成績のいずれかがそれぞれ設けられた基準点に達しない場合は、それだけで不合格とされる(総合成績で合格点をとっていても不合格となる)。

【平成25年度の合格基準点】

午前の部の択一式	84/105点	28問分
午後の部の択一式	81/105点	27問分
午後の部の記述式	39/70点	約5割4分

つまり、平成25年度は、最低でも上記の点数をそれぞれとらなければ合格することはできない。基準点は年度毎に異なる。

(8) 合格点

平成25年度の合格点は、221.5/280点である。

⑦で示した合格基準点をすべて足しても、84点+81点+39点=204点

であり、上記の点数に達することはできず、17.5点不足することになる。この17.5点を択一式で補う場合、1問3点なので、基準点よりも6問分多くとらなくてはならないことになる。

23

例えば、以下のように点数をとれば合格することができる。

午前の部の択一式	93/105点	31問分	+3問
午後の部の択一式	90/105点	30問分	+3問
午後の部の記述式	39/70点	約5割4分	+なし

(記述式は採点基準が不明)

93点+90点+39点=222点 (合格)
221.5点(合格点)

上記のことから、ほとんど満点に近い点数をとらないと合格することはできないため、正確な知識力と理解が要求される。また、捨て科目というものが存在しないことが特徴として挙げられる。出題数の少ない憲法や刑法等も抜かりない準備が必要である。

(9) 一般的な司法書士試験の難易度と実態

一般論では司法書士試験は難関試験の1つに数えられる。他の資格試験と比べると、税理士試験や弁理士試験に匹敵すると言われ、大学受験と比べると、旧帝国大学や早慶より難しいと言われる。しかし、その難関さの理由が他の試験とは異なる。例えば、東大理工や旧司法試験、公認会計士試験等では、高度な論理的思考力や国語力が要求される。しかし、司法書士試験においては、そうした能力が要求される場面は少なく、むしろ問題の質自体は平易である。

ではなぜ司法書士試験は超難関試験と言われるのか。それは、ほぼ満点の解答力が求められ、かつ、それを迅速にこなさないといけない関係上、記憶しなければならない量、演習しなければならない量が他の試験に比べて膨大だからである。誤解を恐れず言えば、司法書士試験は日本最大の暗記大会なのである。

24

(10)試験に関するよくある質問

①受験資格はあるか。

ない。年齢・性別・学歴問わず誰でも受験できる。したがって、母集団のレベルはそれほど高くないといえる。記念受験者も多い。但し、早稲田・慶応・中央・その他マーチの合格者が多い傾向にある(独自調べ)。

②法学部は有利か。

法学部出身の受験生は他の学部出身者よりも多いと思われるが、合格者数で見ると、同程度となる。

③行政書士・宅建の有資格者は有利か。

一般論で言えば一度法律科目を勉強している分有利である。但し、これらの資格勉強は、法的な思考力を養わず、ひたすら試験対策(試験のための勉強)をすることが多い。したがって、ある程度の法的思考力が要求される司法書士試験では一から真摯な気持ちで学習に取り組むことが重要である。行政書士等の勉強の仕方をそのまま司法書士試験に持ち込むと合格は難しい。

④ロースクール生・旧司法試験受験経験者は有利か。

ロースクール・旧司法試験の勉強は、法的思考養うので、応用力が利く。したがって有利である。但し、私見であるが驕りからか一発合格率はあまり高くないように思われる。

⑤初学者からの一発合格者はどれくらいいるか。

合格者約800人のうち100人未満だと思われる(平成20年調査)。しかしながら、長期化したところで得られるメリットはなく、長くやったからといって合格しやすくなるわけではない。したがって、絶対に1発合格をするつもりでほしい。そのためには、少なくとも気持ちだけでは誰にも負けないようにする必要がある。並大抵の努力では不可能であるので、プロ野球選手になるつもりで学習に励む必要がある。自分のやりたい途に進みたい、人より多くの年収が欲しい、あるいは名声が欲しいなら圧倒的な困難に打ち勝つ努力が必要である。

⑥買わなければならない書籍は何か。

少なくとも過去問集と六法である。また、11科目に対する幅広い正確な知識が要求されるため、情報を一元化する(まとめ)ための書籍が必要となる。独学なら基本書+予備校本。

25

6. 皆様へのご提案

もし、受験勉強を始めるか否か迷っているのであれば、はじめてみることをお勧めする。

失礼を承知で申し上げるが、おそらくこの資格に興味をもたれた方の多くが、今までに人の何十倍もの努力というのをしなかったのではないかと推測されるからである。

というのは、仮に人一倍の努力をしてきたのであれば、今現在自分のやりたいことができているはずであり(例えば、学生時代に人一倍勉強をしていれば、東大に入り、好きな仕事につけたはずである。そうして就いた仕事にそれなりに不満はあるであろうが、司法書士という資格をとって転職しようとは通常考えないはずである)、また、仮に違うことをやりたくなったとしても、資格に頼らずにそれをやり遂げるだけの能力があるはずだからである。

正直なところ、受験勉強をせずにこのまま今迄通りに人生を全うするのも一つの幸せであろう。しかし、自分の人生を変えたいという気持ちが少しでもあるのであれば、最後に人の何十倍もの努力をするということを1度やってみてはいかがだろうか。それによって資格よりもよっぽど大きなものが得られると私は思うのである。それは、大きなことをやり遂げたという「経験」や、自分の人生に対する「自信」である。

仮に司法書士という仕事が自分にとってはあわなかった、つまらなかったとしても、そこで得られた「経験」や「自信」は決して色あせず、自分自身の内面に大きな革命をもたらすはずである。おそらく、長い人生においても、そう何度も転機というものは訪れないであろうから、この試験はそういったものが得られる人生最後のチャンスであるといえるであろう。

確かに、「リスク」もあるし「犠牲」もあるのがこの司法書士試験である。しかし、時の宰相小泉純一郎が言ったように「痛みなくして改革はない」のである。

自分自身に革命をもたらしたいのであれば、そういう意識が少しでも自分の中にあるのであれば、ぜひ私と一緒に頑張っていきましょう。皆様とお会いできるのを楽しみにします。

26